

加害少年の「謝罪」概念に関する覚書

新聞記事を事例として

The apology of an offender of juvenile crimes:
Focusing on the headline of the news report

越川葉子
KOSHIKAWA, Yoko

【要旨】 重大な罪を犯した加害少年が被害者にいかに謝罪をするかは、加害少年の更生や反省を考えるうえで切り離すことのできない課題である。しかしながら、加害少年がめざすべき謝罪のありようを確定し、望むべき謝罪をするために何が必要であるかは論じられてきたものの、「加害少年が被害者に謝罪した」といいうる場面で、何が遂行されていると私たちはみているのかが問われることはなかった。そこで本稿は、「加害少年が被害者に謝罪した」と理解可能な場面で、何が達成されているといえるのか、一つの仮説的見通しを論じることを試みる。

そこで、加害少年が被害者に謝罪したといいうる事態で、何が達成されているのかをメディアテキストを用いて考察する。ここでは一つの新聞記事を事例に、記事の見出しに用いられた成員カテゴリーが、いかにして組織化されているかに着目して分析を行う。そして最後に、加害者が少年と成人の場合で謝罪の達成に違いがあるのか、違いがあるとすれば何であるのか、さらに加害少年の謝罪を更生の文脈から再度、検討する。

キーワード 謝罪、新聞記事の見出し、成員カテゴリー化

1. 問題関心

近年、加害少年¹の更生をめぐって、いかに謝罪させるのか、あるいはまた、「心からの謝罪」とは何であるのかといった議論が活発になっている。たとえば、加害者から被害者遺族に謝罪がないことをもって「本当の更生といえるのか」との疑問が投げかけられ（宮崎・藤井 2007）、被

害者遺族自らが加害者の謝罪に言及した手記を公表するなど（少年犯罪被害当事者の会 2002）、加害少年の更生を論じる上で謝罪が一つのキーワードとなっている。

加害少年の謝罪が更生の問題として社会的関心を集めるようになった背景には、つぎの二つの契機が考えられる。一つは、1995年に発生した地下鉄サリン事件であり、もう一つは、1997年に発生した神戸連続児童殺傷事件である。前者は少年事件ではないものの、われわれが犯罪被害者の存在とその実情を改めて認識した事件であり、のちの犯罪被害者の権利保障や支援制度に大きな影響を与えた。そして、もう一つの契機である神戸連続児童殺傷事件は、犯行の残忍さと加害者が当時14歳の少年であったことから、刑罰ではなく保護処分を受けた少年がほんとうに更生できるのかといった疑問が少年司法に投げかけられることになった。このような社会の反応に対し、少年院では、1997年9月より生命犯などの重大事犯の少年に対して「罪障感の覚醒」と「被害者及びその家族等に謝罪する意識のかん養」を目的とした「しょく罪指導」や「罪障感の覚醒を図るための指導」が導入され（村尾他 2000, 中川他 2003）、現在では、全国の少年院で「被害者の視点を取り入れた教育」が行われるに至っている。その結果、被害者の存在を意識した取り組みが少年院で行われるなかで、いかに加害少年が自分の罪に向き合い、被害者に謝罪をしていくかが重要な実践的課題となっていった（魚住 2003, 矯正協会 2006）。

しかしながら、なぜ、われわれは加害少年の謝罪が更生に必要であると考えののだろうか。たとえば、徳岡（2009, p.143）は、「謝罪は、行為も責任も認めた上で、被害者から赦しを得、否定的評価と復讐心とを緩和しようとする試みから成っている」と指摘する。あるいはまた、矯正教育に携わる実務家は、「謝罪とは、反省し続ける姿勢と、同じ非行を繰り返さないことを心から決意すること」（村尾 2006, p.406）であると述べている。たしかに、謝罪とは、加害少年の責任や反省といった概念と密接に結びつく概念であり、加害少年がいかに罪を認めるのか、あるいはいかに更生するのかを考えるうえでも十分な検討が求められる概念である。では、なぜ、私たちは、少年の謝罪の有無を更生の問題と結びつけて語ることができるのだろうか。一つには、「謝罪」という概念をなんらかの心的状態を写し取った概念としてとらえる視座がある。いわば、少年が「謝罪する」ことと、少年が特定の心的状態に「ある」ことが同時に成り立つという想定のもと、そのどちらか一方だけでは「本当の更生」とはいえないというのだ。しかし、本稿は、「謝罪する」という動詞は、ある行為に対応する心的状態を表す言葉ではなく、ある事態が達成されたことを表す動詞、すなわち「達成動詞（achievement verb）」（Ryle 訳書 1987, p.213）であると考え。たとえば、われわれは「1時間謝罪した」とか「謝罪しつつある」といったように謝罪の過程を言い表すことはできないが、ある場面を見て端的に「謝罪した」とか「謝罪していない」ということができる。つまり、「謝罪する（した）」という動詞は、行為の過程を表す動詞ではなく、そのようにいいうる事態が観察・記述できるために必要な何事かが、当該場面で達成されていることを表す動詞なのである。そこで、本稿は、加害少年が被害者に謝罪したと理解可能な場面の分析を手がかりに、加害少年が謝罪したといいうる場面で何が達成されていると考えられるのか、一つの仮説的見解を示したいと思う。

2. データの分析視角と提示

2.1. メディアテキストの分析視角

さて、加害少年が被害者にした場面の分析を試みようとするならば、われわれの日常的な実践の中から得られる経験的なデータに目を向ける必要があるだろう。そこで、本稿は新聞記事の見出しをデータとして取り上げる。新聞記事というメディアテキストを選択した理由はつぎのとおりである。一つは、被害者と加害少年が対面し謝罪したと称する場面にわれわれが立ち会うことは現実的に不可能であり、そのような出来事はテレビや新聞といったメディアテキストを通して知る方法に限定されるからである。これは決して実際の相互行為場面の代替物としてメディアテキストを用いるということではない。そうではなく、メディアテキストとは、われわれの関心や活動、知識が社会的に組織化された実践の場であると考えれば、メディアテキストを通して「加害者が被害者に謝罪した」と理解可能であるとき、われわれはそこに「加害者が被害者に謝罪した」と称する事態の達成を見ているからである。それはデータの数に依拠して実証されるものではなく、まさにメディアテキストが「そのように読める」と称する事態のうちに可能になる。

一方で、幅広い読み手に開かれたメディアテキストは、多様な読みを引き起こす可能性を内在する。すなわち、同じメディアテキストを目撃した読み手であっても、読み手によってそこで起きている出来事を異なった仕方で理解することが原理的に可能であるといえる。このように「世界について相矛盾した複数の経験」が存在する事態を、ポルナーは「リアリティ分離」(Pollner 訳書 2004, p.42)と呼んだ。もし、日常的な相互行為場面で「リアリティ分離」が生じたとしても、その場で新たな説明や修正を行うことにより「リアリティ分離」の解消を試みることが可能であるが²、メディアテキストの場合、その場で対話による解消をめざすことはほぼ不可能である。それゆえ、メディアテキストにおいては、ある出来事についての「リアリティ分離」が生じることなく一貫性をもった記述として読まれるための手続きが用いられている。この手続きが、ある出来事を報じた新聞記事を一つの方向性のもとで読むことを可能にしているのである。

そこで、本稿は、記述の一貫性を生み出す手続きの一つである成員カテゴリー化 (Sacks 1972b, Sacks 訳書 1989) に着目して新聞記事の分析を行う。成員カテゴリー化とは、成員にあるカテゴリーを付与するという意味ではなく、ある成員をカテゴリー化することによって、そのカテゴリーと結びつく活動や権利、予期といった特徴を文脈に応じて構成することを意味する (Jayyusi 1984)。しかしながら、ここで注意しなければならないのは、「カテゴリーや組み合わせは、ある種、恣意的なものであるといえる」が、「恣意的といっても、どのようなカテゴリー化でも、どのような組み合わせでもよいというわけではない」(高山 1995, p.150)ということである。なぜなら、どの文脈でどのカテゴリーを用いて成員を記述するか、あるいはまた、どういった特徴と結びつけて記述するかといった事柄は、われわれのカテゴリーに関する知識に応じて慣習的に決定されるものだからである。したがって、「加害者が被害者に謝罪した」と称する理解可能性がいかに記述を通して組織化されているかを探求することは、われわれ日常的実践者の謝罪に関する知識の特徴を明らかにすることにつながるのである (Jayyusi 1991)。

2.2. 新聞記事の紹介と着眼点の提示

以上のメディアテキストの特徴をふまえ、ここからは加害者が少年である場合の謝罪について検討していく。

本稿が事例として取り上げる新聞記事は、2005年11月20日に朝日新聞朝刊に掲載されたものである(図1)。まず、「元少年と被害者が面会」という見出し(1)が紙面右端にあり、それと隣接する位置に「『心乱れる』拒む遺族も」との小見出し(2)が記されている。さらに、紙面最上部には「『大変なこととして申し訳ありません』」(3)、「『これからの生き方を見ているから』」(4)との会話文が記され、このすぐ下には、「西鉄バス事件」との小見出し(5)がある。そして、これらの見出しや小見出しに挟まれるかたちで、本文の説明(6)が続く。

本文の説明では、元少年と被害者が面会するに至った経緯、面会の様子、ほかの被害者や遺族の現在の心境が記されている。また、紙面上には被害者の顔写真(7)、「罪に向き合う教育進む」(8)という見出しと矯正教育の紹介、西鉄バス事件を説明するキーワード(9)が記載されている。本紙面を構成するのは、これらすべての項目と内容であるが、本稿は、見出し(1)と小見出し(2)、会話文(3)、(4)に着目していく。

では、この記事は具体的にどのような出来事を伝えているのだろうか。新聞を開き、最初に目に飛び込んでくるこれらの見出しや小見出しは、不完全な表現形式でありながら、この記事が何を伝えているかを読み手に理解可能にしていると思われる。「元少年と被害者が面会」という見出し(1)からは、この記事が「元少年と被害者が面会をした」という出来事を伝えるものであることがわかるだろう。さらに、タイトルのあとに続く説明文(6)は、この出来事をつぎのように詳細に説明している。

00年の西鉄高速バス乗っ取り殺傷事件で、強盗殺人容疑などで逮捕され、京都医療少年院(京都府宇治市)に収容されている男性(22) = 事件当時17歳 = が、重傷を負わせた被害者の1人と会い、謝罪していた。男性は「大変なことをした」と話し、被害者の話を直接聞いた。法務省矯正局は「殺人のような重大事件では、双方が会うのは極めて異例」としている。

つまり、2000年に発生した西鉄高速バス乗っ取り殺傷事件で、強盗殺人容疑などで逮捕された元少年(当時17歳)と、元少年によって重傷を負わされた被害者の一人、山口由美子さんが会い、元少年が山口さんに謝罪していたというのである。

しかしながら、読み手は説明文(6)を読む前に、見出し(1)といくつかの記述(2-4)から



(図1) 2005年11月20日朝日新聞朝刊

「元少年が被害者に謝罪した」という事実を理解できるように思われる。換言すれば、これらの記述は、元少年が被害者に謝罪したという出来事を一つの確定的な事実として言及し、読み手がこの事実を疑うことなく受け入れることができるよう組織化されていると考えられるのである。そこで、本稿はつぎの問いを立てたいと思う。これらの記述は、いかにして「元少年が被害者に謝罪した」という理解を読み手にもたらしめているのだろうか。あるいはまた、見出しの記述から「元少年が被害者に謝罪した」という事実を、読み手が疑いなく受け入れることができるとするならば、このような事実を立ち上げる記述の組織化はどのようになされているのだろうか。

3. 「元少年」の謝罪

3.1. 「元少年」カテゴリーの特徴

はじめに、見出し(1)の「元少年」というカテゴリーに着目しよう。この「元少年」というカテゴリーはいささか奇妙である。一つは、「元」という言葉が「少年」に付属するように記述されている点であり、もう一つは、「元少年」があとの説明文(6)では「男性(22)」と言い替えられており、見出しにのみ「元少年」が用いられている点である。しかしながら、記事の見出しで「元少年」と記述されている点に着目するならば、「元少年」というカテゴリーは、この記事が伝える出来事に特有の特徴を備えたカテゴリーであり、読み手がこの記事を読み進める上で重要な資源になっていると考えられるのではないだろうか。

では、「元少年」と記述される者とはどのような人物であるのか。読み手は、この問いに応える具体的な情報を見出しの中から見つけ出すことはできない。しかしながら、読み手にとって「元少年」に関する個別の情報はここでは必要ないように思われる。なぜなら、「元少年」というカテゴリーにはつぎの特徴が含まれているからである。まず、「元」という言葉が表しているように、その担い手が、かつて「少年」で現在は「少年」ではないとの特徴が含まれている(Jayyusi 1984)。それはつまり、「元少年」のカテゴリーの担い手が、かつては「少年」と名ざされていたということをも意味する。したがって、「元少年」の担い手は、もはや「少年」ではないにもかかわらず、「男性」でも「成人」でも個人名でもなく、「元少年」と記述しなければならない者との理解が導かれるのである。あるいはまた、かつて「少年」で、もはや「少年」ではないという特徴は、「元少年」の担い手が「変化」していることを読み手に予期させるのである。

3.2. 非日常的な出来事理解可能性

以上のような「元少年」というカテゴリーの特徴を考慮するならば、ここでつぎのような疑問が浮かぶ。すなわち、「元少年」と「被害者」とはこういった関係にある者同士なのか。この問いに応える一つの手がかりは、「元少年と被害者が面会」という見出しにある。

一般的に、ニュース価値とは日常的には起こりえない出来事に付与される。したがって、この記事の見出しである「元少年と被害者が面会」という出来事は、それ自体にニュース価値が見いだされるような非日常性を帯びた出来事だということである。では、「元少年と被害者の面会」とは、どのような点で非日常的な出来事だというのだろうか。

ここで、見出し(1)と併記された『心乱れる』拒む遺族も(2)との記述に目を向けてみよう。この記述(2)は、元少年と面会した被害者がいる一方で、元少年との面会は「心が乱され

る」ため、面会を拒む遺族もいることを補足的に伝えるものとして理解できるだろう。すなわち、元少年と面会する被害者がいる一方で、面会を拒む遺族もいるという対照的な事実が記述を通して構築されているのである。このような対照的な記述は、元少年と面会をした被害者と、面会を拒んだ遺族のどちらの選択が好ましいかといった価値判断を読み手にうながしているのではなく、元少年と被害者の面会の非日常性を際立たせる。なぜなら、読み手は『『心乱れる』拒む遺族も』との記述(9)からは、元少年との面会は結果的に遺族の心を乱すことになるとの予期が可能であるし、このような予期を利用することで被害者は面会を拒否することができたにもかかわらず、あえて元少年との面会を選んだとの推測が可能になるからである。したがって、「元少年と被害者が面会」という見出しが伝える出来事非日常性は、「元少年」が「被害者と面会をする」こと、もしくは「被害者」が「元少年と面会をする」ことが慣習的には想定されていないことに依拠しているといえよう(Sacks 訳書 1989)。

しかしながら、被害者があえて元少年と面会したと了解可能である一方で、被害者と元少年が面会することに一定の妥当性も見いだすことができるように思われる。そうであるならば、元少年との面会が被害者に期待された行為からの「違反」とみなされることを回避する記述の組織化がなされているということではないだろうか。この点を考察するにあたり、どのようにしてある行為が行為者の「違反」とみなされるかを確認しておきたい。

具体的には、小学生の子どもが人目をはばからず大声で泣いている姿を、母親が「赤ちゃんみたい」と諭す場面から考えてみたい。この例には、つぎの2点について考える手がかりがある。第一に、ある行為が「違反」であるとみなす際に、われわれは何をしているのかということであり、第二に、「違反」とみなされる行為の規準は、その行為に内在的に備わっているのではなく、その行為を記述するために、われわれがどういったさし手を用いるかに依拠しているということである。

はじめに、第一の点について、人目をはばからず大声で泣く小学生の子どもに向かって母親が「赤ちゃんみたい」と言いうる点を考えてみよう。この母親は、人目をはばからず大声で泣くのは「赤ちゃん」がするようなことであり、小学生の子どものすることではないとみなしているといえるだろう。たとえば、ジェイユシは、あるカテゴリー集団のメンバーでない人が、そのカテゴリーに結びつく活動を行う際、カテゴリーの特徴を「借用している」と理解される場合があり、カテゴリーを借用している人の活動を「違反」として扱うことができると指摘している(Jayyusi 1991)。つまり、ジェイユシに従えば、人目をはばからず大声で泣く子どもは「赤ちゃん」の特権を「借用している」と母親に理解されたのであり、小学生の子どものとる行為からは「違反」しているとみなされたとえいえるだろう。いわば、その場の行為の担い手を何者としてカテゴリー化するかによって、その行為が「違反」であるか否かが決まるのである。

しかしながら、小学生の子どもでも大声で泣いてもおかしくない状況や理由が観察可能であれば、「赤ちゃんみたい」と記述されることはないように思われる。たとえば、子どもが怪我をしていたら大声で泣くのはむしろ自然なふるまいとみなされるだろう。あるいはまた、ここが病院の待合室や治療室であれば、子どもの泣きをめぐって異なった記述がなされるのではないだろうか。

したがって、ある行為が「違反」であるか否かは、所与の規則に行為を当てはめて判断されるものではなく、その場の状況や推論可能な行為の理由を参照しながら、行為とその行為の担い手をいかに記述するかというわれわれの選択的な実践によってつど、達成される事態であるとい

える。つまり、行為者を取り巻く状況や、その状況から推論可能な理由などをさし手として、われわれは、ある行為が規則に従っているとか、規則を違反していると判断することができるのである。

以上から、被害者にとって元少年と面会することが違反とはみなされず、むしろ元少年との面会に妥当性を見いだすことができるならば、そのように読むことを可能とするさし手が、記事の中にあるといえる。では、そのさし手とは何であろうか。まず一つは、「元少年」というカテゴリーである。先述したように、かつて「少年」であって今は「少年」ではないという「変化」を含み込んだ「元少年」との面会は、それ自身が「元少年」の「変化」を予期する出来事として理解可能となる。つまり、元少年と被害者の面会は、元少年の「変化」によって実現されたとの推測が可能となるのである。そして、もう一つは、元少年が被害者との面会で被害者に謝罪したという出来事の実理解可能性にあるのではないかと本稿は考えるのである。さらに、この出来事の実理解可能性は、元少年と被害者がどういった関係にある者なのか、両者の関係の同定に寄与する。では、「元少年が被害者に謝罪した」という出来事の実理解可能性はどこから導かれるのだろうか。

3.3. 見出しにおける謝罪事実の構成

それが「大変なこととして申し訳ありません」(3)「これからの生き方を見ているから」(4)という記述である。まず、この記述を一見した読み手は、つぎの3点が理解可能であると思われる。第一に、会話文の形式をとっているということである。第二に、同一人物の発した言葉ではなく、それぞれが異なる人物によって発せられた言葉であるということである。第三に、一人目の発話者が「大変なこととして申し訳ありません」と述べたのに対して、二人目の発話者が「これからの生き方を見ているから」と応じたということである。以上の3点から、この記述は、ある人が「大変なこととして申し訳ありません」と述べ、もう一人が「これからの生き方を見ているから」と応答した一続きの会話であるとの理解が可能となる。もちろん、このような理解可能性は、先にあげた三点一つ一つを読み手が段階的に積み重ねた結果もたらされるものではない。記述(3-4)は、他の記述と相互反映的に関連しながら、このような理解に妥当性をもたらすのである。では、それはどのようにしてか。

再び、紙面右端の見出し「元少年と被害者が面会」(1)に目を向けるならば、見出し(1)は、記述(3-4)が誰と誰のあいだで行われた会話であるのか、さらに、それがどのような場面で行われた会話であるかといった具体的な状況を見出し(1)と相互反映的に同定する関係にあることがわかる。すなわち、読み手は、これらの記述を資源に、「元少年と被害者が面会」(1)し、「大変なこととして申し訳ありません」(3)「これからの生き方を見ているから」(4)とのやりとりが交わされたと理解するのである。したがって、記述(3-4)と見出し(1)は、これらの会話文が「元少年」と「被害者」の面会でのやりとりであるということ、さらに、「元少年」が「大変なこととして申し訳ありません」と述べ、それに対して「被害者」が「これからの生き方を見ているから」と応答したとの理解をもたらすのである。もちろん、実際の会話は、これほど明確な言葉を述べていないかもしれないし、言いよどみを含んだ言葉だったかもしれない。しかし、ここでは記述(3-4)が実際の会話と比べてどれほど正しい記述であるかは問題とはならない。なぜなら、それぞれの記述を、元少年が被害者に述べた言葉として、あるいは被害者が元少年に述べた言葉として理解可能である否かは、記述の再現性や正確さにあるのではなく、そのように読み手が読むこ

とへの妥当性がこの記事の見出しの中で組織化されていることにあるからである。

さて、これらの見出しの記述をめぐる理解可能性を手がかりに、つぎの推論を読み手にもたらずと指摘しよう。一つは、先述したように記述 (3-4) が元少年と被害者の面会でのやりとりであるということ、もう一つは、「元少年が被害者に謝罪をした」という事実である。このように述べると、記述 (3) から「元少年が被害者に謝罪の言葉を述べた」ということはできても、「元少年が被害者に謝罪した」とはいえないのではないかと、との反論があると思われる。確かに、記述 (3) だけ見れば、それは謝罪の言葉を述べたにすぎないかもしれない。だが、本稿は、記述 (3-4) を一続きの会話と聞きうるとき、「元少年が被害者に謝罪した」という事実が立ち上がると主張したい。では、そのように言える根拠はどこにあるのだろうか。

3.4. 謝罪の応答としての未来の行為への志向性

ここで確認しておくべきことは、「大変なこととして申し訳ありません」という記述 (3) が、元少年の謝罪の言葉であると理解できてしまうのはなぜかという点である。

上述したように、「大変なこととして申し訳ありません」という記述 (3) が元少年と被害者の面会で交わされた謝罪の言葉であると理解できるならば、記述 (3) は元少年に妥当性をもって帰属できるだけでなく、元少年が被害者に向けて述べた謝罪の言葉であるとの理解が可能となる。ここでの問題は、記述 (3) が妥当性をもって元少年に帰属できてしまうということである。加害者は被害者に謝罪すべきだという規範的な命題は、われわれの常識的な知識としてさまざまな語りを支えている。それゆえ「元少年と被害者が面会」し、「大変なこととして申し訳ありません」との謝罪の言葉が述べられたとするならば、謝罪の言葉は被害者ではなく元少年に帰属される。それはつまり、元少年と被害者が〈加害者—被害者〉関係にあることを同定する。そして、元少年の謝罪の言葉に続く「これからの生き方をみているから」との記述 (4) は、被害者が元少年に応答した言葉と理解することができる。つまり、被害者の言葉を元少年の過去の出来事に対する謝罪の言葉への応答として聞くことができるならば、「元少年が被害者に謝罪した」といいうる事態には、被害者による元少年の未来への志向性が内包されているのではないかと、ということである。言い換えると、元少年の将来を期待するというのではなく、元少年の未来の行為を問題にしている、ということである。

では、被害者が元少年の未来を志向する中で、元少年の未来の行為を問題にしているとはどういうことだろうか。「これからの生き方を見ているから」と元少年の未来を志向した被害者の応答は、被害者に元少年の未来の行為を評価する権利を割り当て、元少年に被害者に応答する義務を割り当てる。したがって、元少年はこの義務に応えるために「これからどう生きていくつもりであるのか」を自分自身に問わなければならない³。そうであるならば、元少年はどのようにして生きていくのがよいかを知ることができるのだろうか。それは、被害者が元少年の行為を評価するのを待つしかない。すなわち、被害者の応答に元少年が応えることができるかは、まさに元少年の「これからの生き方を見る」しかないのである。これらからいえることは、記述 (3-4) は完結した会話形式でありながら、記述 (4) は元少年の未来からの応答に開かれているということであり、被害者が元少年の過ちを赦したとの帰結を導くものではないということである。

4. 結語

本稿は、新聞記事の見出しの記述がどのように組織化されているかを分析することを通して、「加害少年が被害者に謝罪した」と理解可能な場面で、何が達成されているのかを考察の対象として分析を行った。その結果、明らかになったことは、「加害少年が被害者に謝罪した」との理解可能性には、被害者から加害少年の謝罪の言葉に応答があることはもちろん、被害者による加害少年の未来の行為への志向性と、被害者からの未来の行為に対する問いかけに加害少年が応答する義務の割り当てが論理的に内包されているということであった。それはつまり、謝罪は加害少年一人では遂行不可能であるし、もし加害少年が被害者への応答の義務に応えることができなければ、「謝罪した」という事実はずねに無効化される可能性があるということでもある。

しかしながら、このような本稿の見通しに対して、被害者が加害少年の未来を志向した応答をするなど到底できることではないとの反論もあるかと思われる。もちろん、本稿は、被害者に加害少年の未来の行為を志向するよう求めているわけでもない。また、分析対象とした事例が加害少年の謝罪の理想型であると述べたいわけでもない。本稿が述べたいのは、加害少年の未来を志向する応答とは、加害少年の謝罪に対する、われわれの一つの理解のあり方だということである。

だが、こういった事態は、はたして加害少年の謝罪に特有のことなのだろうか。なぜなら、刑事司法システムの文脈で行われる謝罪は成人・少年にかかわりなく、原理的には加害者の更生を目的に未来志向でなされるからである。ここで仮説的な見通しを述べるならば、成人は謝罪をすることで過去の行為に対する責任を果たしたとみなされるが、少年は新たに未来の行為への責任が付与されるという違いを指摘することができるだろう。たとえば、加害者が成人の場合、謝罪が減刑に寄与するように、謝罪は過去の行為責任に作用する。他方、加害者が少年の場合、被害者への応答の義務とともに未来の行為への責任が付与される。このように謝罪による責任の配分は成人と少年では正反対の方向に作用するのではないかと考えられるのである。

以上の謝罪の特徴をふまえた上で、加害少年の謝罪を更生の文脈に投げ返してみるならば、加害少年に被害者との関係の中での新たな義務と責任を割り当てる謝罪は、社会復帰や人間変革をめざす更生とは異なる方向性をもつといえるだろう。しかしながら、加害少年の謝罪が一人では達成することができず、被害者という他者を必要としている点に教育との接合点を見いだすことはできる。加害少年の謝罪をどのような観点から教育的営みととらえることができるかは今後の課題としたい。

註

- 1 本稿が扱う加害少年とは、被害者の生命にかかわる重大な犯罪を犯した少年をさす。
- 2 たとえば、ケンカをした者同士の言い分が食い違い、双方とも自分が正しいと主張し合うというように、ある出来事をめぐる認識が異なるということは、日常的にごく普通に生じうる事態である。しかしわれわれは、「原理的には、競合する世界経験のうちからどちらをも決定的経験として選ぶことができる」(Pollner 訳書 2004, p.49)にもかかわらず、同一の出来事についてどの認識が正しく、どれが誤ったものであるかを吟味・選択することで、特定の認識を「逸脱的」なものとして排除するといった「選択」を行い、「リアリティ分離」を巧みに回避しているのである。
- 3 元少年の行為への評価は、他者との相互行為において可能になるのであって、元少年一人では不可能

である。したがって、被害者という「重要な他者」の視点を元少年が内面化することで元少年が社会的規範を獲得するとの主張とは異なることを断っておきたい。

引用文献

- Coulter, J., 1979, *The Social Construction of Mind : Studies in Ethnomethodology and Linguistic Philosophy*, London : Macmillan., (= 1998, 西阪仰訳『心の社会的構成』新曜社).
- Jayyusi, L., 1984, "Membership Categorizations", *Categorization and the Moral Order*, Routledge & Kegan Paul, pp.20-56.
- Jayyusi, L., 1991, "The equivocal text and the objective world : an ethnomethodological analysis of a news report", *Continuum : The Australian Journal of Media & Culture*, Vol. 5 No 1, pp.166-190 (Retrieved August 11, 2008, <http://www.mcc.murdoch.edu.au/ReadingRoom/5.1/Jayyusi.html>).
- 矯正協会, 2006, 『矯正教育の方法と展開 現場からの実践理論』矯正協会。
- 宮崎哲弥・藤井誠二, 2007, 『少年をいかに罰するか』講談社。
- 村尾博司・山田毅・坂元秀成・八田次郎, 2000, 「少年院におけるしょく罪指導を巡る諸問題」『日本矯正教育学会』第45巻, pp.37-46.
- 中川善岳・岩本秀幸・吉田典弘, 2003, 「少年院における罪障感の覚せいを図る指導について」『矯正教育研究』第48巻, pp.35-42.
- 西村春夫・細井洋子, 2000, 「謝罪・赦しと日本の刑事司法——関係修復正義を考える」宮澤浩一先生古稀祝賀論文集編集委員会『宮澤浩一先生古稀祝賀論文集』成文堂, pp.19-74.
- Pollner, M., 1975, "The Very Coinage of Your Brain : The Anatomy of Reality Disjuncture", *The Philosophy of the Social Sciences*, Vol.5, pp.411-430., (= 2004, 山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳, 「お前の心の迷いです——リアリティ分離のアナトミ」『エスノメソロジー』せりか書房, pp.41-86).
- Ryle, G., 1949, *The Concept of Mind*, London : New York : Hutchinson's University Library., (= 1987, 坂本百大・井上治子・服部裕幸共訳『心の概念』みすず書房).
- Sacks, H., 1972a, "An initial investigation of the usability of conversational data for doing sociology," Sudnow, D (ed), 1972, *Studies in Social Interaction*, New York : Free Press, pp.31-73., (= 1989, 「会話データの利用法——会話分析事始め」北澤裕・西阪仰編訳『日常性の解剖学』マルジュ社, pp.93-174).
- Sacks, H., 1972b, "On the Analyzability of Stories by Children", Coulter, J (ed), 1990, *Ethnomethodological Sociology*, Edward Elgar, pp.254-270.
- 犯罪被害当事者の会, 2002, 『話を聞いてください 少年犯罪被害者当事者手記集』サンマーク出版。
- 高山啓子, 1995, 「メディアにおける日常的知識の使用——カテゴリー化の実践」『文化の社会学——実践と再生産のメカニズム』有信堂高文社, pp.142-160.
- 魚住絹代, 2003, 『女子少年院』角川書店。

[補註] Jayyusi (1991) については、インターネット上に掲載された論文を参照したため、出典元に該当のHPアドレスを記した。